

# 解体工事特則仕様書

平成 13 年 4 月 制定  
平成 14 年 6 月 改定  
平成 17 年 6 月 改定  
平成 17 年 11 月 改定  
平成 23 年 10 月 改定  
平成 26 年 3 月 改定  
令和 3 年 3 月 改定  
令和 5 年 6 月 改定  
令和 6 年 10 月 改定

まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課

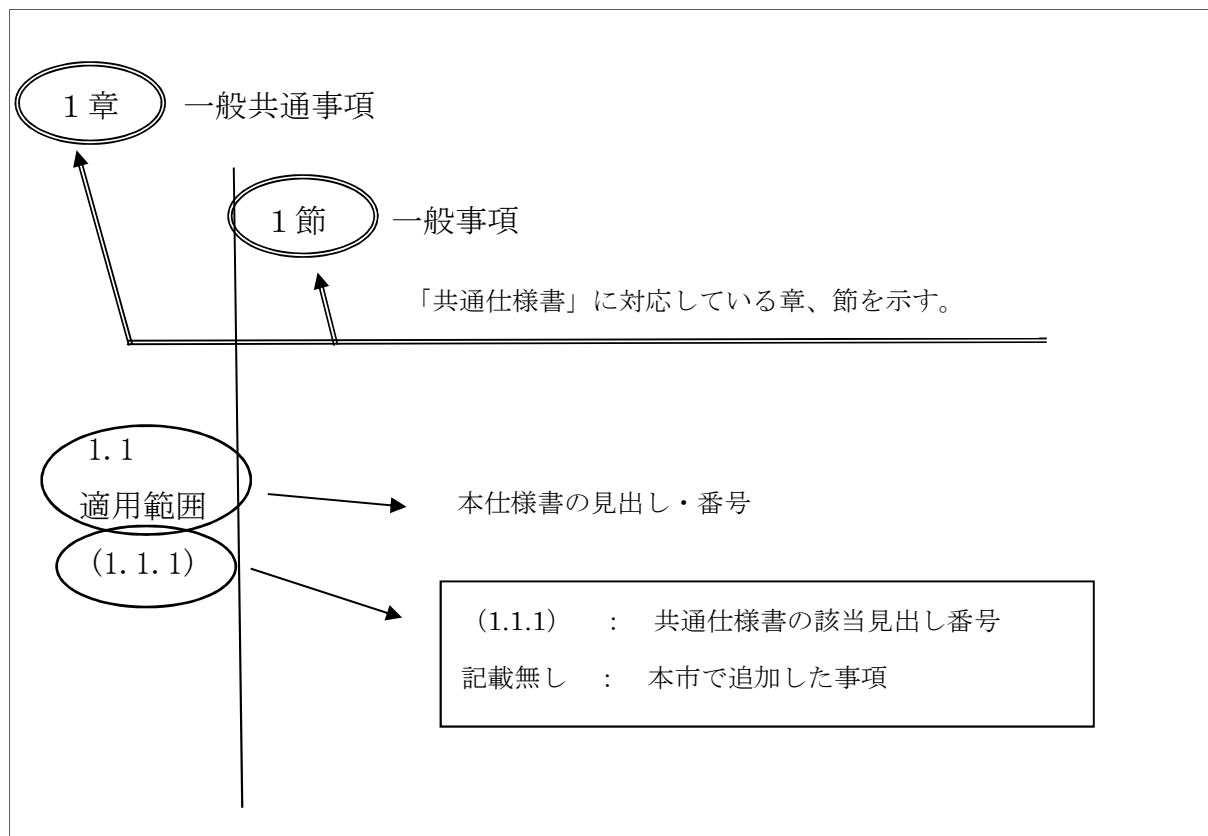
## 目 次

本仕様書について	1
1 章 各章共通事項	2
2 章 仮設工事	8
3 章 解体施工	8
6 章 アスベスト含有建材の除去及び処理	9
別表 1	10

# 本仕様書について

本仕様書は、川崎市工事請負契約約款（以下「約款」という。）に定める仕様書の一部として、「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「共通仕様書」という。）に定められた各事項について追加、補足等の補完をしたものである。

## 1 本仕様書の構成



# 1章 各章共通事項

## 1節 一般事項

1.1  
一般事項  
[1.1.1]

- 1 解体工事特則仕様書(以下「本仕様書」という。)は、まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課が発注する建築物、工作物及び建築設備等の解体工事に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない事項は、法令、本市条例・規則及びその他の規定によること。
- 3 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の（1）から（5）の順番のとおりとし、現場内に常備すること。
  - (1) 質問回答書（下記（2）から（5）に対するもの）
  - (2) 特記仕様書（図面記載のもの）
  - (3) 図面
  - (4) 本仕様書
  - (5) 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

1.2  
用語の定義  
[1.1.2]

- 1 「監督員」とは、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 川崎市請負工事監督規程(以下「監督規程」という。)第2条第4号による総括監督員、主任監督員及び一般監督員
  - (2) 監督規程第6条第1項により、工事の監督業務を委託された者
- 2 共通仕様書の監督職員は、前項の監督員と読みかえる。

1.3  
工事実績情報の  
作成及び登録  
[1.1.4]

- 1 請負金額が500万円以上の工事において、受注時、登録内容の変更時及び工事完成時に工事実績情報として（一財）日本建設情報総合センターの様式に従い、「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、標準仕様書の期間内に登録申請を行う。
- 2 請負金額が500万円未満から、契約変更により500万円以上となった場合は、工事実績情報の登録対象とする。
- 3 請負金額が500万円以上から、契約変更により500万円未満となった場合は、工事実績情報の変更手続きを行うこと。

1.4  
書面の書式及び  
取扱い  
[1.1.5]

- 1 工事関係書類提出リストを別表1に示す。適用は監督員と協議による。
- 2 工事現場における適正な施工体制を確保するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、建設業法に定める施工体制台帳及び施工体系図を作成することとし、以下の内容を記載する。
  - (1)建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2、第14条の4及び第14条の6に掲げる事項
  - (2)台帳の作成方法等は、「施工体制台帳の作成等について（建設省経建発第147号）」を参考とする。
  - (3)社会保険の加入状況、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無について、記載漏れ等ないよう十分注意する。

	<p>3 下請契約書（下請契約金額を必ず記載）の写し並びに施工体制台帳及び施工体系図は、現場に備えるとともに以後、新たな下請負人及び再下請負人の選定にあわせ、完了時まで隨時、監督員に提出する。</p> <p>軽微な変更は、監督員の指示によって行うこと。この場合は、請負金額の増減はしない。</p>
1.5 軽微な変更	
1.6 設計図書等の取扱い	<p>設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏えいしてはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>発注図（参考図含む）に基づく工事材料、施工方法等の選定に当たっては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象の有無について確認すること。</p>
1.7 特許権の有無確認（1.1.11）	1 約款第 58 条に定める保険は、次に掲げる保険とする。ただし、当該保険の対象工事がない場合はこの限りでない。
1.8 火災保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 火災保険</li> <li>(2) 建設工事保険</li> <li>(3) 土木工事保険</li> <li>(4) 貨物運送保険</li> <li>(5) 組立保険</li> <li>(6) 請負業者賠償責任保険</li> <li>(7) 労働災害総合保険（使用者賠償委任保険、法定外補償保険）</li> </ul>
1.9 建設業退職金共済制度	<p>2 保険期間は、原則として着手期限の日から完成期限後 14 日までとする。</p> <p>3 第 1 項の(1)の保険の保険金額は、契約金額とする。</p> <p>4 第 1 項の(2)、(3)の保険の保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とする。</p> <p>5 保険契約の締結後、遅滞なくその証券の写しを監督員に提出すること。</p> <p>建設業退職者共済制度の履行確保のため、履行対象となっている工事については、「建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領」（財政局契約課）を遵守するものとする。</p>

## 2 節 工事関係図書

1.10 施工計画書 [1.2.2]	<p>着手に先立ち、次に掲げる事項を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>1 工事概要 解体建物の概要（現況写真）、現場組織図</p> <p>2 施工計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 解体手順、解体工法、使用機械及び作業人員 作業主任者の資格者証の写し（適宜） 例：コンクリート破碎器作業主任者、地山の掘削作業主任者、 土止め支保工作業主任者、足場の組立て等作業主任者、 コンクリート造の工作物解体等作業主任者、石綿作業主任者</li> <li>(2) 実施工程表、作業時間等</li> </ul> <p>3 仮設計画図</p>
--------------------------	---

- (1) 仮設物の配置計画図
  - (2) 仮設物の安全対策
  - (3) 騒音、振動、粉塵等の防止対策
  - (4) 工事関係車両の交通対策
  - (5) その他
- 4 安全管理計画等
- (1) 重機・車両災害防止対策、墜落落下防止対策、防火対策ほか
  - (2) 工事関係車両の誘導員の配置計画
  - (3) 緊急連絡組織表
  - (4) 建設廃棄物処理計画
    - ア 再生資源利用（促進）計画書
    - イ 「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の写し
    - ウ 現場から積替・保管施設、中間処理施設又は最終処分場までの運搬経路地図
    - エ 中間処理施設、最終処分場に関する現地確認写真
    - オ 「建設廃棄物処理委託契約書」（収集運搬及び処分）の写し
    - カ その他監督員が指示した資料
- 5 地下埋設物等の措置

1.11  
工事写真  
[1.2.3]

工事写真の撮影方法については、「營繕工事写真撮影要領（国土交通大臣官房官庁營繕部整備課制定）」（令和5年版）及び「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事）平成30年版」（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による。

### 3節 工事現場管理

1.12  
測量杭、境界杭等に対する措置  
[1.3.6]

測量杭、境界杭等に対する措置は、以下のように行う。

- (1) 既存の測量杭、境界杭等は、敷地の内外を問わず監督員の指示がない限り、移設・除去又は埋設してはならない。
- (2) 工事中に破損・損失のおそれのある境界杭及び特に監督員が指示する杭については、1箇所につき、原則として、4個以上の引照点を設け、これらを良好に維持管理する。

1.13  
ダンプトラック等の過積載防止  
[1.3.7]

施工に伴う土砂・工事用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係にあるダンプトラック事業者が過積載を行っている又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

※不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」第4条における表示義務違反者とする。

(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 請負者は、土砂等の運搬に当たり、ダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。

1.14  
特定自動車の  
規制及び  
エコ運搬制度  
[1.3.7]

1 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成9年 条例第35号）に基づく特定自動車を使用する場所には、当該条例に適合若しくは猶予期間内の特定自動車であることを確認すること。

2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）に規定するエコ運搬制度について、「環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）取組実施の手引き」（環境局交通環境対策課）に基づき、建設資材等の運搬車両を運行すること。  
なお、以下の項目を優先して実施すること。

(1) エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

(2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の2 第2号に定める車種規制不適車を使用しないこと。

(3) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

1.15  
施工中の安全確保及び環境保全  
[1.3.8]  
[1.3.9]

1 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に従ってこれを行うこと。

2 解体用の建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月建設省告示第1536号）に基づく低騒音型建設機械として指定された建設機械を使用すること。また、解体工事にあたっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行うこと。

3 工事現場への車両の出入りにあたっては、必要に応じて専従交通誘導員を配置し、公衆の通行に支障を与えないようにすること。

4 解体時におけるコンクリート及び解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有するネットによる養生、仮囲いの設置、散水等を十分に行うほか、工事車両及び周辺道路の清掃に努めること。

5 施工にあたっては、騒音・振動を抑制するため、必要に応じて防音パネル等の設置、重機の低速走行及びふるいわけ作業の振動低減等に配慮すること。

6 解体工事時にガスバーナ等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファ

	<p>ルト防水層の近くを切断する等爆発や火災発生の危険性がある場合には、工事前に所轄の消防署へ連絡し適切な措置を講じること。また、現場内の焼却処分は一切禁止する。</p> <p>7 現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具（フルハーネス型）の着用は、「墜落制止用器具の規格」（厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具とする。</p> <p>8 7 作業環境の改善や作業現場の美化等に努めること。</p>
1.16 近隣住民等への 配慮 [1.3.9]	<p>工事を施工する際に近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、次の(1)から(8)について監督員と協議し、最大の配慮をしなければならない。</p> <p>(1) 搬入・搬出については、指定された道路を使用し、監視員、誘導員等を配置して安全確保に十分留意すること。</p> <p>(2) 付近の民家等には損傷を与えるよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、監督員に報告の上、請負者の負担において速やかに修復すること。</p> <p>(3) 付近の道路及び側溝等に損傷を生じさせた時は、速やかに修復すること。</p> <p>(4) ほこり防止対策として、十分な散水を行い、道路等の汚れた箇所については、常に清掃を行うこと。</p> <p>(5) 作業時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日、祝日は休みとすること。ただし、週休2日制確保モデル工事（4週8休以上の現場閉所）はこの限りではない。なお、特別の事由により変更する場合は、事前に監督員の承諾を受けること。</p> <p>(6) 大型車両の運行は、原則として児童の登下校時間避け、また、必要な場合は、所轄の警察の許可を得て通行すること。</p> <p>(7) 周辺道路に工事関係の車両及び工事材料を置かないよう十分注意すること。</p> <p>(8) 工事車両は、アイドリングストップに努めること。</p>
1.17 発生材の処理等 [1.3.10]	<p>1 次の要綱等により、適切に処理すること。</p> <p>(1) 「川崎市建設副産物取扱要綱」（建設緑政局技術監理課） (2) 「川崎市建設副産物取扱要領」（同上） (3) 「川崎市建設副産物取扱基準」（同上） (4) 「指定工場（特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設）登録リスト」（同上） (5) 「川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱」（港湾局庶務課） (6) 「建設廃棄物の適正管理の手引き」（環境局廃棄物指導課）</p> <p>2 建築副産物の搬出及び再生資源等の利用は、原則として次のとおり行う。</p> <p>(1) 建設副産物の工事現場からの搬出 ア アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、路盤廃材について</p>

- ては、指定工場に搬出する。
- イ 建設発生木材（伐木・除根材を含む）については、指定施設※に搬出する。
- ※「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」で定める指定事業者が設置する再資源化施設
- ウ 指定処分地等に建設発生土を搬出する場合は、指定処分地等の定めに応じて、建設発生土の検定試験を実施し検定試験表を作成し、写しを監督員に提出すること。
- (2) 再生資材等の利用
- 工事目的に要求される品質等を考慮した上で、再資源化施設を利用する。なお、再生骨材等及び再生加熱アスファルトは、指定工場を利用する。
- 3 再資源化により得られた仮設資材を積極的に使用するよう努める。
- 4 コンクリート削孔に伴い発生するコンクリート殻、濁水及び濁水に含まれる削孔くずについては「廃棄物処分計画」に処理方法を具体的に記載すること。
- 5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要な時は、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」を配置することとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。
- 6 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯は、リサイクル処分とすること。
- 7 P C B 使用電気機器等は、「P C B の取扱い、保管、管理について」（巻末資料1）に基づき、適切に処理すること。

1.18  
電気等の料金

電気、上下水道等の使用料金は、引渡しの当日までに精算しておくこと。

1.19  
表示板の設置

工事概要（工事内容・工期・連絡先等を記載した工事用看板）を近隣住民に見える場所に掲示すること。

1.20  
パワハラ防止

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、下請け業者及び関連業者の労働者等に対しても、就業環境が害されることがないように適切に対応を行うこと。

## 5 節 施工

1.21  
契約不適合責任期間

契約不適合責任期間については、約款第57条に定めるもののほか、第44条によるものを含み、表1.18による。

表1.18 契約不適合責任期間

工事種別	契約不適合責任期間
解体工事	6カ月

## 6 節 工事検査及び技術検査等

1.22 技術検査 [1.6.2]	技術検査（中間技術検査）は、次の規定等に基づき実施する。 (1) 「川崎市請負工事検査規定（昭和43年訓令第5号）」 (2) 「川崎市請負工事中間検査実施要領」（財政局検査課）
-------------------------	--

## 2章 仮設工事

### 2節 騒音等の養生その他

2.1 工事機械器具	工事機械器具は、故障、危険等のないよう常に手入れする。特に、電気使用において危険度の高い移動用工事機器類には、原則として、漏電遮断器を使用する。
2.2 騒音及び振動測定等 [2.2.1]	解体工事によって発生する騒音・振動を工事期間中、連続測定し、発生する騒音・振動を把握する。 測定実施の有無については特記による。  1 検定に先立ち、検定計画書を提出し監督員の承諾を得る。 2 解体工事で発生する騒音や振動のレベルは、解体作業の内容によって変動するので、騒音や振動の最大レベルの測定漏れが生じないよう、工事の全期間にわたって連続測定・記録する。 3 工事によって発生する騒音及び振動のレベルが確実に測定できるよう、敷地境界線上に測定点を設ける。ただし、測定点の位置、箇所数については、特記による。 4 検定機器の選定は、監督員との協議による。 5 解体工事によって発生する騒音・振動の大きさの評価は、時間率レベルの最大値とする。 6 騒音及び振動の監視並びに測定の記録を分析及び考察し、監督員に報告書を提出する。
2.3 散水等 [2.2.1]	解体工事で、ブレーカー、穿孔機、破碎機、圧碎機等を稼働する時は、専用の散水設備を近くに設け、直接粉じん発生部に常時散水を行う。
2.4 足場等 [2.2.2]	1 足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。  2 工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

## 3章 解体施工

### 2節 事前措置

3.1 事前措置 [3.2.1]	建築物等の解体施工に先立ち、特別管理産業廃棄物（PCB等）、アスベスト含有建材又は特殊な建設副産物等について、設計図書及び全住戸内を目視により調査し、製品名、製造所名、製造年等を確認し、処理及び回収計画について監督員に報告する。なお、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の混入等が確認された機器については資料1を参照のこと。
------------------------	--

3.2  
躯体の解体  
[3.8.2]

## 8節 躯体

工事区域が狭小等により、解体する部分が工事現場の境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面から高さ7m以上にあるとき、周囲その他危害防止上必要な部分に落下物による危害を防止するための措置を講じること。また、それにより階上解体とする場合、重機の重量、積載荷重、重量サポートの設置の有無等や受注者等のこれまでの施工実績をもとに、躯体の安全性を検討し、監督員と協議を行うこと。

3.3  
杭等の残置  
[3.9.2]

## 9節 基礎及び杭

杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。その他の地下埋設物等の残置についても同様な記録を整備し、監督員に提出する。

3.4  
地盤改良土等の  
土質試験

杭の引抜き工事等における地盤改良及び改良土の再利用においてセメント及びセメント系固化材を使用した場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により土質試験を実施し、土壤環境基準以下であることを確認すること。

3.5  
地下埋設物及び  
埋設配管  
[3.12.1]

## 12節 地下埋設物及び埋設配管

着手に先立ち、解体建物及び周辺の給排水管、ガス管、ケーブル等の公共の埋設物や架空線等の支障物の有無及び位置を十分調査し、その埋設物や架空線等の取り扱いについて、それらの管理者及び関係機関並びに監督員と協議し、処理・防護等の措置を行うこと。

# 6章 アスベスト含有建材の除去及び処理

6.1  
施行一般  
[6.1.2]

## 1節 共通事項

「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」（川崎市環境局環境対策部大気環境課 令和5年4月）及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（国立研究開発法人建築研究所・日本建築仕上材工業会 平成28年4月28日）に基づき適切な飛散防止の措置を講じた上で、アスベストを処理すること。

別表1 工事関係書類【1.6 工事関係書類の提出】

【契約～着手前】

チェック欄 電子 紙	書類名称	書式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備考
□	建設リサイクル法 第12条の書面(説明書、分別解体等の計画等)	【市HP:その他各種届出・認定等】 川崎市様式	契約前	可	-	・建設リサイクル法対象の場合。
□	建設リサイクル法 第13条の書面(解体方法、費用、再資源化等)	【市HP:その他各種届出・認定等】 川崎市様式	契約の2日前	可	-	・建設リサイクル法対象の場合。 ・指定工場・指定施設を記載すること。 ・記載のない業者への処分には契約変更が必要なので注意。
□	工事請負契約書(写し)		契約後	可	-	
□	契約保証証券+約款(原本)		契約後	可	-	・約款第4条に掲げる保証を証明するもの。
□	各種保険証券+約款(提示)		契約後	-	-	・設計図書の定めにより、火災保険、建設工事保険、土木工事保険、貨物運送保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを持続。
□	・前払金保証証書+約款(原本) ・請求書・支払金口座振替依頼書		前払金請求時	可	-	・前払い金適用時のみ提出。電子の場合は指定サイトからダウンロード ・請求書が紙の場合は契約印を押印。 ・電子(メール)提出の場合は押印なし、メール送信日=請求日 ※電子(メール)提出の場合は請求書の日付がメール送信日であること
□	中間前払金の選択に係る届出書	【市HP:入札情報かわさき】 中間前払金取扱要綱(第1号様式)	前払金請求時	可	-	・工期が2か月以上ある場合。
□	特別管理産業廃棄物管理責任者修了証		契約締結直後	可	-	・必要に応じ提出
□	特定建設作業実施届出書		契約後	可	-	・必要に応じ提出
□	事前調査結果の説明資料		契約後	可	-	・特定粉じん搬出等作業を伴う建設工事(特定工事)に関する事前調査結果の説明【川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン】
□	工事着手届	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第14号様式)	契約後7日以内 かつ着手期限内	可	-	
□	現場代理人・主任技術者等設置(変更)届	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第18号様式)	契約後7日以内	可	-	・落札決定までに提出した配置予定技術者届(資格者証等の添付書類を含む)の写しを添付。
□	全体工程表	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	契約後7日以内	可	-	・マスター工程表(ただし、工期30日以内は省略可) ・用紙サイズはA4を原則とする。 ・現場代理人名、提出日記載
□	CORINS登録内容確認書(受注時)		契約後10日以内 (土日祝日除く)	可	-	・契約金額(税込)が500万円以上の場合。 ・監督員にデータの確認を受けた後、登録を行う。
□	建設業退職金共済証紙購入状況報告書又は建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書	【市HP:入札情報かわさき】 建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領(第1号様式又は第2号様式)	契約後1か月以内	可	-	・電子提出は掛金収納書の貼付がないときに限る。
□	山留め工事等施工計画概要書	【市HP:建築確認・検査・許可・認定等】	現場開始3日前	-	-	・現場開始3日前までにまちづくり局建築審査課に提出。 【川崎市山留め工事等の計画等に係る報告に関する要綱】
□	土砂等運搬協議書	【市HP:土砂等運搬協議要綱】 (第1号様式)	運搬量確定次第 速やかに	-	-	・総合調整条例案件で総量500m3以上の土砂等を運搬するとき。
□	休日取得計画・実績書	【市HP:事業者・就労支援情報】 (様式1)	現場開始前 及び 翌月7日まで	可	-	・週休二日制モデル工事の対象工事。 ・計画を変更する場合は、当該月の前月末日までに提出すること。
□	再生資源利用計画書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第5号様式)	契約後	可	-	・次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事。 1.土砂…500m3以上、2.碎石…500t以上、3.加熱アスファルト混合物…200t以上
□	再生資源利用促進計画書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第6号様式)	契約後	可	-	・次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬出する建設工事。 1.土砂…500m3以上、2.コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材…合計200t以上
□	電子納品事前協議チェックシート	【市HP:川崎市電子納品要領】 電子納品ガイドライン(建築編・建築設備編)(別紙3)	契約後 速やかに協議	可	○	・完成時の電子納品について監督員と協議。

【着手後～完成前】

チェック欄 電子 紙	書類名称	書式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備考
□	工事工程表(管理用)(月間、週間、工種別工程表など)		前月(週)末	可	-	・他工事(工種間)調整を十分行い作成すること。 ・各種イベント日程、承諾期限等。
□	施工体制台帳	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	下請契約締結時	可	-	・下請契約を締結する場合、請負金額にかかわらず必要。 ・添付書類含む。(契約書面は金入りであること) ・社会保険等未加入の下請負人は不可。
□	施工体系図	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	施工体制台帳と同時	可	-	・現場内及び公衆が見られるところに設置。
□	緊急時連絡先届(緊急連絡先一覧表)	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	長期休業前 (約2週間前)	可	-	・年末年始、GW、夏期休暇等現場が長期休暇になる場合。
□	総合施工計画書		工事着手前	可	-	・現場代理人、監理(主任)技術者名、提出日記載 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出(電子データ可)
□	工種別施工計画書・要領書等		各種施工前	可	-	・現場代理人、監理(主任)技術者名、提出日記載 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出(電子データ可)
	工事概要書		施工計画書に含む			・建物概要 工事内容 工事金額 工事期間 受注者名 現場代理人名 ほか
	仮設計画書					・足場等(範囲 種類 固定箇所 シート等安全対策 ほか)
	現場組織表					・指示系統が分かる表を作成する。

チェック欄 電子 紙		書類名稱	書式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備考
		緊急連絡体制	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 安全関係書類				・病院、警察、その他関係諸官庁及び各職方等。 ・現場にも掲示すること。
		主要資材(機器及び材料)					・製品名、規格、メーカー、代理店、担当者等を一覧にする。 ・仕様、品質、換算値等(配合計画、カタログ等)
		施工管理					・施工方法、管理基準、検査・試験方法、記録方法等。 ・材料の養生、搬入方法、経路等。
		稼動計画・試運転計画等					・必要に応じ作成。
		安全管理					・墜落、重機、第三者への災害等の安全対策、災害時の対策、新規入場者教育等の計画。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	廃棄物処分計画		工事着手前	可	-	・現場代理人、監理(主任)技術者名、提出日記載。 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出。(電子データ可) ・マニフェストのフローが分かる図、現場内の集積方法。
		産業廃棄物処理委託契約書(写し) (集積運搬及び処分)					・契約業者すべてに入る。業者を追加する時は監督員と協議し、判断を仰ぐ。
		契約業者の許可書(写し) (集積運搬及び処分)					・契約業者すべての写し。
		収集運搬車両関係書類					・登録車両一覧及び車検証の写しを添付。
		運搬経路図					・最終処分場までのルートを示す。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間処理施設、最終処分場に関する現地確認写真(カラー)		施工中	可	-	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全関係書類	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 安全関係書類	現場備付 (適宜確認します)	-	-	「組織表」「新規入場者教育報告書」「安全教育実施記録」「安全パトロール、KY活動記録」「災害防止協議会活動記録」「使用機械、車両等点検整備記録」「足場、支保工点検記録」
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浮島指定処分地建設発生土発券依頼書等	【市HP:浮島指定処分地建設発生土受入要綱等】	施工前	可	-	・添付書類を含む。(土砂検定試験結果表は原本) ・R3.3.1以降は電子化
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工図等		施工前	可	-	・施工図、現寸図、工作図、製作図等、施工のための詳細図。 ・紙の場合承諾後写しを監督員へ提出。(電子データ可) ・必要に応じ、仮設工事についても作成し、仮設数量の算出を行う。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	材料搬入報告書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	施工後	可	-	・現場代理人名、提出日記載 ・換算値を踏まえ設計数量を参考に搬入数量を確認する。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	材料出荷証明(納品書)		施工後	可	-	・材料搬入報告書と整合すること。 ・原本提出(元々データ発行の場合データ提出でよい)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	材料品質証明書類		施工前	可	-	・コンクリート(配合報告書)、鉄筋(JIS規格証明)、鉄骨(鋼材の規格証明書)、建具の性能を証明する資料、JISによる品質、性能を証明する資料、材料安全データシート(SDS)、揮発性有機化合物データシート等。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事施工報告書等	任意。【市HP】まちづくり局指導部施工結果報告書 準用可	施工後	可	-	・地業(杭)工事施工報告書、コンクリート工事打設報告書、鉄骨工事建方検査報告書等。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事写真		隨時	可	-	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事報告書又は工事監理報告書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	月(週)初め	可	-	・現場代理人、監理技術者名、提出日記載。 ・工事経過を記載(月間又は週間単位とし、定点撮影写真添付)
	<input type="checkbox"/>	指示書、協議書		打合せ後	-	-	・承諾・了承には押印が必要。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事打合せ議事録	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	打合せ後	可	-	・定例会議議事録含む。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	官公庁各種届出書(写し)		届出後	可	-	・道路占用許可、道路使用許可、水道、下水道、東京電力、NTT、消防、その他国の機関など受注者による届出を行ったもの。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	週休2日制確保モデル工事変更届	【市HP:事業者・就労支援情報】 (様式2)	工期の1か月前 まで	-	-	・週休二日制モデル工事の対象工事において、とりやめる場合。 (実施要領:川崎市週休二日制確保モデル工事試行実施要領(建築工事編))
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既済部分検査願		既済部分完成後	可	-	・既済支払い適用時のみ。 ・検査合格後(「請求書・支払金口座振替依頼書」を提出。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間前払金認定請求書 及び工事履行報告書	【市HP:入札情報かわさき】 中間前払金取扱要綱(第2号様式及 び第3号様式)	中間前払金 要件成立後	可	-	・中間前払金適用時のみ。 ・認定後(「保証契約証書」、「請求書・支払金口座振替依頼書」を提出。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事故報告書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】	事故発生後 至急	可	-	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設計図書の照査確認資料		隨時	可	-	・現場との相違事実がある場合。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土砂等運搬完了報告書		作成次第	可	○	

## 【完成後】

チェック欄 電子 紙		書類名称	書式	提出時期	電子 提出	電子 納品	備考
□	□	工事完成届	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第11号様式)	完成後	可	-	
□	□	検査関係書類(写し)		完成時	可	-	・社内最終検査記録、工事検査記録等。
□	□	廃材・有価物集計表		完成後	可	-	・コンクリートガラ、木くず、鉄くず(有価材とそれ以外に分ける)など種別ごとに集計する。ただし、設備工事等において、品目数2以下でマニュフェストにより容易に確認できる場合は省略できる。
□	□	マニフェストA、B2、D、E(写し)		完成後	可	-	・原本は受注者保管(検査時には提示)。 ・電子マニフェストの場合はPC画面で確認できれば紙不要。
□	□	再生資源利用実施書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第5号様式)	完成後	可	-	・最終契約金額が100万円(税込)以上の工事。
□	□	再生資源利用促進実施書	【市HP:設計・工事関連仕様書集】 (第6号様式)	完成後	可	-	・最終契約金額が100万円(税込)以上の工事。
□	□	建設リサイクル法第18条に基づく 再資源化等報告書	【市HP:その他各種届出・認定等】 任意様式	完成後	可	-	・リサイクル法対象工事のみ。再生資源利用実施書により兼ねることができる。(国)の建リガイドライン)
□	□	建設発生土搬入完了届	【市HP:浮島指定処分地建設発生 土受入要綱等】	完成後	可	-	・未使用残土券は、裁断等にて処分すること。
□	□	建設業退職金共済証紙受払簿	【市HP:入札情報かわさき】 建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領(第3号様式)	完成後	可	-	・この様式に替え、建設業退職金共済事業本部が規定する「共済証紙受払簿(様式第41号)」によることもできる。
□	□	建設業退職金共済証紙 貼付実績報告書	【市HP:入札情報かわさき】 建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領(第4号様式)	完成後	可	-	
□	□	CORINS登録内容確認書(完成時)		工事完成後 10日以内 (土日祝日除く)	可	-	・契約金額(税込)が500万円以上の場合。 ・監督員にデータの確認を受けた後、登録を行う。
□	□	工事引渡書	【市HP:入札情報かわさき】 契約規則(第17号様式)	検査合格時	可	-	
□	□	請求書・支払金口座振替依頼書		検査合格後	可	-	・紙の場合は契約印を押印。 ・電子(メール)提出の場合は押印なし、メール送信日=請求日 ※電子(メール)提出の場合は請求書の日付がメール送信日であること
□	□	請求書・支払金口座振替依頼書 (契約保証用)		検査合格後	可	-	・契約保証料を市へ納付した場合のみ適用。 ・紙の場合は契約印を押印。 ・電子(メール)提出の場合は押印なし、メール送信日=請求日 ※電子(メール)提出の場合は請求書の日付がメール送信日であること
□	□	完成図面	別記1による	○	○	○	・解体は埋設物位置図等を含む。 ・電子納品はCADデータを含む
□	□	施工図等		○	-	-	・工事中に提出し、監督員の承諾を得たもの。
□	□	施工業者組織表		○	○	-	・施工体系図でよい。

※部数は原則として1部とする。その他必要事項は監督員の指示による。

※電子契約のある場合の施工体制台帳の写しは「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」による。写しを電子データで提出する場合には、ガイドライン4.①②は電子署名のあるデータによること。

※電子納品については「電子納品ガイドライン(建築編・建築設備編)」を参照。【市HP】川崎市電子納品要領

※原則として、最新の様式については、川崎市HP内での検索(検索ワード:設計・工事関連仕様書集 等)により取得すること。その他、必要に応じて監督員より、適宜、取得すること。